

たましん法人総合サービス BOB 会員規約

第1章 総則

第1条（規約）

- たましん法人総合サービスBOB 会員規約（以下「本規約」という）は、株式会社多摩情報メディア(以下「弊社」という)が運営するたましん法人総合サービスBOB（以下「本サービス」という）を第5条に規定する会員が登録、利用することの一切について適用する。
- 本サービスとは、以下の内容を含み、具体的なサービスの内容については弊社が定めるものとする。
 - 弊社がサービス提供者として、会員へ情報等を提供するサービス
 - 弊社以外のサービス提供者（以下「他のサービス提供者」という）が、会員へ情報等を提供するサービス
- 他のサービス提供者の提供する情報等は、他のサービス提供者の判断及び責任によって提供されるものであり、弊社がリンク等を行ったこと及び他のサービス提供者の提供する情報等について、トラブル、損害が発生したとしても弊社は一切の責任を負わない。るものとする。

- 本条1項の変更によって会員が何らかの不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負わない。

第3条（目的）

本サービスは次の目的をもつ。

第2条（本規約の変更）

- 本規約の変更は、本サービスのホームページに掲載することにより行うものとし、会員への書面による通知および会員の承諾を要しない。
- 前項の変更は、弊社が当該変更の内容を本サービスのホームページ上に表示した時点から効力を生じ

- 会員間の情報交流を行い、取引の促進や提携による事業への支援を行う。
- 営業支援、経営企画支援、総務人事支援についてのサービスを提供することにより、事業革新の視点と機会を提供する。
- その他、事業活動に活力を与える機会・情報を提供する。

第4条（事務局）

本サービスの事務局は弊社内に置く。

第2章 会員

第5条（会員）

- 本サービスの会員とは、法人企業及び個人事業主を対象としたBOB会員と、創業予定者及び創業後3年未満の法人企業・個人事業主を対象とした創業会員を指し、会員は本サービスへの入会を申し込んだ時点において本規約の内容を承諾したものとみなし、本規約に定める入会手続きを経て会員として登録される。
- 本規約に基づくBOB会員の期間は、弊社が入会申込を承諾した日（以下「承諾日」という）から承諾日の属する月の翌年対応月末日までとし、特段の意思表示がない場合には、さらに1年間継続され、以後も同様とする。
- 本規約に基づく創業会員の期間は、承諾日から承諾日の属する月の3年後の対応月末日までとする。但し、弊社が認めた場合は、創業会員の期間を延長することができる。創業会員の期間が満了し、BOB会員となること、あるいは、創業会員として期間延長することについては書面により通知する。BOB会員への移行、及び、創業会員の期間延長を希望しない者は所定の手続きを経て退会する。創業予定者が3年の期間満了時に創業していない場合は所定の手続きにより3年間延長できるものとする。

- 弊社は、弊社が会員に提供するサービスについて、個別に内容を定めることができ、会員はその措置に異議を述べないものとする。

第6条（変更の届出）

- 会員は、商号、住所、連絡先等変更のあった場合には、速やかに弊社まで所定の方法で変更の届出をしなければならない。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負わない。

第7条（自己責任の原則）

- 会員は、弊社から付与された会員番号及びパスワードを利用してなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、責任を負う。
- 会員は、自己の設定したパスワードを失念した場合は、直ちに弊社に申し出て弊社の指示に従うものとする。
- 弊社は、会員が本サービスの利用により何らかの損害（国内外問わず）を被ったとしてもいかなる責任も負わないものとし、会員は自己の責任と負担をもって問題を処理解決しなければならない。
- 会員は、他の会員に関して要望、疑問もしくはクレームがある場合には、当該会員に対し、直接その旨を通知するものとし、かつ、その結果についても自己の責任と負担をもって処理解決するものとする。
- 会員は、本サービスの利用または本規約上の義務の不履行により弊社または他の会員に対して損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

第8条（データの更新）

会員は、所定の方法により入会時に記入した業務概要等を常に最新のものに更新するようにしなければならない。

第3章 入退会

第9条（入会）

- 本サービスに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し記名捺印したうえで入会を申込み、弊社が入会申込を承諾したものを会員とする。

第10条（会費）

- 会員は、弊社の定める会費(年会費等)およびその他のサービス料金（以下「会費等の料金」という）を支払う。
- 弊社は、会費等の料金を本サービスのホームページ及び会員募集チラシ等に明示する。
- 弊社は、経済情勢の変動等により会費等の料金を変更することができるものとし、その要件及び方法は第2条1項による。

第11条（会費等の納入）

本サービスの会費等の料金は、弊社の定める方法により支払う。

第12条（会員資格）

弊社は、本サービスに入会を希望する者のうち以下に該当する者については、入会を拒否することができる。

- 公序良俗に反する事業を現に営み、あるいは営もうとするもの。
- その他、弊社が会員として不適と認めたもの。

第13条（退会）

- 本サービスの退会を希望するものは所定の退会届を提出する。
- 退会は、前項の退会届を事務局が受付した日とする。
- 会員は、退会後であっても会員であったときに発生した会費、その他の料金を支払わなければならない。

第14条（サービス停止処分）

会費等の料金の支払いを遅滞したときは、弊社は、催告なくして当該会員に対するサービスを停止することができる。

第15条（サービス再開）

- 会員が会費等の料金の支払いを遅滞してサービス停止処分を受けたときは、弊社は当該会員に対し、3ヶ月を限度に毎月約定日に会費等の料金の支払いを請求するものとする。
- 会費等の遅滞が解消されたときは、弊社は、サービス停止処分の前の入会条件と同様の条件にてサービスを再開するものとする。

第16条（自動退会）

会員が3か月後の会費支払約定日の時点において、遅滞が解消されていないときは、その会費支払約定日が属する月の翌月末をもって退会とする。

第17条（強制退会）

弊社は、会員が次の各号の一つにでも該当すると認めたときは、会員たる資格を一時停止し、または強制退会させることができる。

- 本サービスの名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なうと認められる行為のあった場合。
- 解散、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他裁判上の倒産手続の申立があった場合。
- 支払の停止、または手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- 差押、仮差押、租税滞納処分、営業停止処分等公権力による処分を受けた場合。
- 本規約その他の細則に反した場合。
- その他、会員として、弊社が不適当と認める相当の事由が発生した場合。

第18条（反社会的勢力の排除）

弊社は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合、会員に事前に通知することなく退会させることができるものとします。

- 会員が次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社旗運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - その他ア）～カ）に準ずる者
- 会員が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を棄損し、もしくは弊社の業務を妨害する行為
 - その他ア）～エ）に準ずる行為

第19条（会費等の料金の返還）

会費等の料金は会員が途中退会、自動退会、強制退会によって退会したとしても、納入済みの会費等の料金はこれを返還せず、また、すでに発生したものを免除しない。ただし、弊社の責に帰する事由によって会員が退会したときは、この限りではない。

第20条（会員資格の譲渡等）

会員は、その会員たる資格を第三者に譲渡、売買、名義変更し、あるいは、質権の設定その他の担保に供する等の行為をすることはできない。

第21条（再入会）

- 過去に本サービスを退会した会員であっても、再入会を希望し、弊社が会員となることを認めたときは、再入会できるものとする。ただし、過去に会費等の料金で未納のものがあれば、入会までにその料金を支払わなければならない。
- 再入会は、前項を除くほか入会手続きと同様の手続きによって行う。

第4章 運営

第22条（本サービスの一時的な中断）

弊社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスを中断することができる。

- 本サービス用設備等の保守を定期的にはまたは緊急に行う場合
 - 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - その他、運用上または技術上の理由によって弊社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第23条（免責）

- 弊社は、会員データ等の完全性、正確性、適用性、有用性等に関しては一切の責任を負わない。
- 弊社は、会員データ等の消失及び第三者による改ざんに関し、一切その責任を負わない。
- 弊社は、本サービスの利用により発生した会員の損害、あるいは、本サービスを利用できなかったことにより発生した損害に対し、損害賠償責任を含む一切の責任を負わない。
- 弊社が本サービスの提供または保守管理上必要と判断したときは、会員に事前に通知することなくコンテンツあるいはサービスの一部あるいは全部を削除できるものとし、それによって会員が何らかの損害を被ったとしても弊社は一切の責任を負わない。

第24条（特定商取引のあっせん等）

弊社は、本サービスの提供が、「特定商取引に関する法律」に定める訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引等の「特定商取引」のあっせんに該当し又は該当するおそれがあると認める場合、もしくは、本サービスの提供の結果、「特定商取引」の勧誘、申し込み又はあっせん等が行われるおそれがあると認める場合には、本サービスの提供を行わないことができる。

第25条（本サービス提供の中止または廃止）

- 弊社は、ホームページ上に事前掲載した上で（緊急を要する場合は、会員に事前に通知することなく）本サービスのすべて、あるいは、一部の提供を中止または廃止することができる。また、この中止または廃止によって会員または第三者が損害を被ったとしても弊社は一切の責任を負わない。
- 前項の場合において、本サービスの中止または廃止の通知は、ホームページ上で表示された時点で全会員に到達したものとみなす。

第26条（会員規約違反等への対処）

- 弊社は、会員が本規約に違反した場合、あるいは、会員による本サービスの利用に関し他会員あるいは第三者から弊社にクレーム・請求等がなされ、かつ、弊社が必要と認めた場合、その他本サービスの運営上不適切な会員であると弊社が認めた場合は、以下の措置を執ることができる。

ア)当該会員に対し違反行為の中止その他の是正措置を取るよう要求すること

イ)会員データ等を削除すること

ウ)事前に通知した上で会員番号及びパスワードの使用を停止すること（但し、弊社が緊急を要すると判断したときは、事後に書面にて通知するが、不在返戻の場合は発送をもって通知したものとする。）

エ)その他法的措置を含む必要な措置を取ること

- 会員は、本条第1項の規定が弊社に対し同項に定める措置を講ずるべき義務を課すものではないことを了承するものとする。また、弊社が本条第1項に定める措置を講じた場合において当該措置に起因して生じた結果に関し弊社は一切その責任を負わない。

第27条（他ネット利用）

- 会員は、本サービスを利用して弊社以外の第三者のコンピュータやネットワーク（以下「他ネット」という）を利用する場合において、その管理者から当該他ネットの利用に係わる利用条件や注意事項等が表示されているときは、これを守りし、その指示に従う。
- 本サービス経由による他ネットの利用においても、第7条（自己責任の原則）が適用されるものとする。

第5章 会員情報

第28条（会員情報）

弊社は、会員情報を、会員への本サービス提供の目的のために利用することができる。以下の場合も同様とする。

- 弊社が多摩信用金庫および株式会社ジェーシービーに対し、会員の情報を提供、交換する場合
- 会員に対し、弊社または弊社の関係機関等が、その業務に活用するために電子メール等を送付する場合
- 会員に対し、会員情報の利用に関する同意を求めるとの電子メールを送付する場合
- ビジネスマッチング等において、会員情報を対象となる第三者に提供する場合
- 本サービス業務の遂行・運営のために必要な事情があり、会員情報を利用する以外に他に適切な方法がない場合
- 弊社が自らの権利を守るために必要な場合
- 税務署、検察庁、警察署等から法律に基づいて開示を求められた場合
- その他会員の同意を得た場合
- その他本サービスを提供するうえで適当と認める場合

第6章 その他

第29条（特約との関係）

本サービスの内容について、本規約以外に別途の利用規約もしくは別段の規定がある場合、または弊社と会員が個別に文章で合意した場合は、それが本会員規約の各条項に優先して適用されるものとします。

第30条（知的所有権）

本サービスが会員に提供する情報ならびに各種資料の知的所有権は、弊社が保持し、会員は、弊社が許諾する目的以外にこれを第三者に提供してはならない。

第31条

本規約に定めのない事項は、弊社が定める。

第32条（準拠法・裁判管轄）

本規約は日本国法令に基づくものとする。また、本サービスに関する訴訟については東京地方裁判所立川支部を会員と弊社の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（会員規約の発効）

本規約は、平成15年10月1日より発効する。

平成18年11月1日改定

平成23年6月20日改定

平成26年7月 1日改定

平成29年12月8日改定